

土佐市民の方 限定

この商品は、土佐市との協定に基づき、健康の保持増進をPRするものです。



上杉



特定健康診査、後期高齢者医療健康診査または人間ドックを受診されると・・・

スーパー定期預金1年もの

店頭表示金利 ^{プラス} 年 0.20%

とさしん

健康診査 受診奨励定期預金

お〜い、カラダよ 元気かえ？

We love Tosa City

商品概要

● 募集期間

平成28年4月1日より、随時募集

● お預入いただける方

- 40歳～74歳の土佐市民の方で、特定健康診査※を受診された方
- 後期高齢者医療被保険者（土佐市民）の方で、後期高齢者の健康診査を受診された方
- 土佐市民の方で、人間ドックを受診された方

※特定健康診査とは、国民健康保険や各健康保険組合が実施している、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して、40歳から74歳のすべての人を対象にして実施される健康診査です。

● 預金の種類

スーパー定期（証書、総合口座、通帳式）

● お預入期間

1年（元金継続および元利金継続の自動継続）

● お預入金額

1口10万円以上 **300万円以内**
（お一人さま300万円以内）

● 適用利率

特別優遇金利 店頭表示利率 **+年0.20%**

①当初お預入の際は新規のお預入に限らせていただき、特別優遇金利の適用は初回満期日までとなります。

②但し、初回満期日以降においても、下記確認資料のご呈示により特別優遇金利でお預け替えいただけます。

※①②ともお預入・お預替え日のそれぞれ原則1年以内に健康診査を受診されていることが条件となります。

（ご本人さまからのお申し出が必要となりますのでご注意ください）

【確認資料】

ご加入の健康保険の被保険者証および健診結果の通知書（報告書）※をご呈示ください。

※受診の有無を確認するためにご呈示いただきますが、コピーなどの記録は残しません。

※ 当組合の他の優遇金利制度との併用はできません。

※ 中途解約の際は当組合所定の中途解約利率を適用いたします。

※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受取るお利息について、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。（但し、マル優をご利用の場合は除く）

くわしくは各店窓口もしくは渉外担当者までお問合せください。なお、金融情勢などの変化により特別優遇金利や商品内容を見直す場合があります。

とさしん こと

土佐信用組合

本店
宇佐出張所

土佐市高岡町甲 2137-1
土佐市宇佐町宇佐 1683-3

<http://www.tosa.shinkumi.jp>

Tel 088-852-1211
Tel 088-856-0040



協 定 書

土佐市（以下「甲」という。）と土佐信用組合（以下「乙」という。）は、土佐市民の健康の保持増進を図るべく、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が健康診査の受診率向上に向けた取り組みを協調して進めることにより、生活習慣病予防の意識向上を促し、土佐市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

（対象健康診査）

第2条 この協定の対象とする健康診査は、次のとおりとする。

- 1 特定健康診査
- 2 後期高齢者医療健康診査
- 3 人間ドック

（取り組み）

第3条 甲は、市の広報媒体等を利用し、乙の取り組みを紹介する。

- 2 乙は、前条に規定する健康診査の受診者を対象として、優遇金利を適用した定期預金を取り扱うことなどを通じて、健康診査の受診率向上に協力するものとする。

（協議事項）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

平成27年8月1日

甲 土佐市
土佐市長 板原 啓文



乙 土佐市高岡町甲2137-1
土佐信用組合
理事長 横田 良生

